

商 品 名	ニュー福祉定期貯金	
ご 利 用 いただける方	老齢福祉年金、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族 厚生年金、遺族共済年金などを受給されている方	
預 入 期 間	預入日から起算して1年	
預 入 金 額	1,000円以上、1,000円単位	
預 入 方 法	ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で預入できます。	
預 入 限 度 額	貯金のご利用限度額（1,000万円）内で、お一人さま300万円まで。	
払 戻 方 法	預入期間経過後、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払 戻しできます。 預入期間内に払い戻す場合には、預入期間内払戻利率を適用します。 正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。	
利 率	預入期間1年の定期貯金の約定利率 + ゆうちょ銀行所定の利率	
利 子 計 算	1年を365日とする日割計算です。	
利 子 課 税	20%の源泉分離課税 障がい者の方などは利子を非課税とすることができます。	
預 入 期 間 内 払 戻 利 率	次の利率を目安とします。ただし、預入日の通常貯金利率を下回らないものとします。	
	6か月未満	預入日の通常貯金利率 (預入期間6か月の定期貯金の約定利率+ゆうちょ銀行所 定の利率) × 60%
	小数点第3位以下は切り捨てます。ただし、切り捨てた結果0%となる場合には、小 数点第4位以下を切り捨てます。	
付 加 可 能 特 約 事 項	預入期間経過後、預入金額及びその利子を通常貯金に振り替えて預入する取扱い (満期振替預入の取扱い)ができます。 預入期間経過後、同じ預入期間のニュー福祉定期貯金又は定期貯金に預入する取 扱いは行いません。 払戻しなどの請求の際、請求書への記名押印に加え暗証番号を入力することにより印 鑑照合及び暗証照合を行う取扱い(暗証番号必須取扱い)をご利用いただけます。	
そ の 他	総合口座(通常貯蓄貯金でご利用の場合を除きます。)で管理する貯金(担保定期 貯金)での預入はできません。 残高証明書の発行の際は、1通の証明書の発行につき500円の手数料が必要となります。 手数料には消費税(地方消費税を含みます。)が含まれています。 ご利用の際には、年金証書などご利用いただける方であることを確認できる公的書 類のご提示が必要となります。 なお、非課税をご利用いただける方については、これとは別に非課税をご利用いた だける方であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。 ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま1,000万円(平成19年 9月30日までに預入された定期性の郵便貯金を含みます。)までとなっています。 なお、財形定額貯金などは、これとは別枠でご利用いただけます。 この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元 本1,000万円までとその利子の支払が保証されます。 この貯金には、ニュー福祉定期貯金規定その他関係規定が適用されます。 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずね ください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ ・ご相談を承っております。	
	ゆうちょコールセンター	
	電 話	0120-108420(通話料無料) 携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます IP電話等一部ご利用いただけない場合があります
	受付時間	平日 8:30~21:00 土・日・休日 9:00~17:00(12/31~1/3は、9:00~17:00)
	ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。	
	全国銀行協会相談室	
	電 話	0570-017109 または 03-5252-3772
	受付時間	9:00~17:00(土・日・休日・12/31~1/3を除く)
	U R L	http://www.zenginkyo.or.jp/adr/

平成23年5月6日現在